別表中第九二号の三を第九二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

九二の五	コンテナー特例法施行令第十条（差押えの場合の届出）の規定による書面の提出

別表第九二号の二の次に次の一号を加える。

九二の三	コンテナー特例法施行令第四条（免税部分品の使用の届出）の規定による届出書の提出

別表第九三号中「確認の申請」を「申請書の提出及び同条第二項の規定による書類の添付」に改め、同号の次に次の三号を加える。

九三の二	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条（差押えの場合の届出）の規定による書面の提出
九三の三	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年法律第七十号）第四条ただし書（再輸出期間）の規定による承認の申請
九三の四	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第四条第一項（許可の申請）の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付

別表第九四号中「（昭和四十二年法律第百二十二号）」を削り、同表第九八号の次に次の三号を加える。

九八の二	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第一条第一項（営業所の新設の許可の申請手続）の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付
九八の三	通関業法施行令第二条第一項（営業所の届出の手続）の規定による届出書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付
九八の四	通関業法施行令第三条第一項若しくは第二項（通関業の許可を承継することの承認の手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書面の添付

別表第一一〇号の次に次の六号を加える。

一一〇の二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第四条第一項（免税輸入資材等の譲受の制限等）の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告
一一〇の三	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第二条第一項（関税等の免除手続）の規定による証明書の提出（税関長に対するものに限る。）
一一〇の四	相互防衛援助協定特例法施行令第三条第一項（政府への引渡の証明等）の規定による証明書の提出、同条第二項の規定による申請書の提出若しくは証明書の添付又は同条第三項の規定による輸入の許可書若しくはその写しの添付（いずれも税関長に対するものに限る。）
一一〇の五	相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項（加工又は製造のための工場の承認）の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による契約書、発注書の写し又は書類の添付
一一〇の六	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項（加工又は製造を終了したときの届出等）の規定による書面の届出又は同条第三項の規定による製品検査書の添付
一一〇の七	相互防衛援助協定特例法施行令第七条第二項（免税輸入資材等の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付

別表に次の二号を加える。

一一五	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第六十一条（審査請求に関する規定の準用）において準用する同法第十三条第一項（参加人）の申請、同法第六十一条において準用する同法第十五条第三項（審理手続の承継）の規定による届出書の提出及び書面の添付、同法第六十一条において準用する同法第十五条第六項の規定による許可の申請、同法第二十三条（再調査請求書の補正）の規定により補正された書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第二十五条第二項（執行停止）の規定による申立て、同法第六十一条において準用する同法第二十七条第二項（審査請求の取下げ）の規定による書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第三十一条第一項（口頭意見陳述）の規定による申立て、同法第六十一条において準用する同法第三十二条第一項（証拠書類等の提出）の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）
一一六	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十八条（再調査の請求）において準用する同令第三条第一項（代表者等の資格の証明等）の規定による証明、同令第十八条において準用する同令第三条第二項の規定による届出、同令第十八条において準用する同令第三条第三項において準用する同令第三条第四項の規定による証明、同令第十八条において準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定による届出又は同令第十八条において準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定による書面の添付（いずれも税関長に対するものに限る。）

第十条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第八九号の八、第八九号の一〇、第八九号の一一」を「第八九号の一〇、第八九号の一二、第八九号の一三」に改める。

別表第一号の三を次のように改める。

一の三	関税法第七条の九第二項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による特例輸入関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

別表第三号の次に次の一号を加える。

三の二	関税法第十二条の二第三項（過少申告加算税）の規定による関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は当該電磁的記録の備付け及び保存に係る財務省令で定める手続

別表第四一号の二を次のように改める。

四一の二	関税法第六十七条の八第二項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項の規定による特定輸出関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

別表第四六号の九を次のように改める。

四六の九	関税法第九十四条の二第三項の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

別表中第八九号の一三を第八九号の一五とし、第八九号の七から第八九号の一二までを二号ずつ繰り下げ、第八九号の六の次に次の二号を加える。

八九の七	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。）
八九の八	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定の適用を受けようとする国税関係帳簿に係る財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。）

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第十一条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（三）中「第一六〇一・〇〇号」を「第一六〇一・〇〇号の二」に改め、同表の八の項（二）中「第〇四〇三・一〇号の二の㈠」を「第〇四〇三・二〇号の二の㈠」に改め、同表の九の項（七）及び十の項（四）中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。